

平成 26 年度
事 業 計 画 書

平成 26 年 3 月 24 日 提 出

平成 26 年 3 月 24 日 議 決

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会

目 次

基本方針	1
重点項目	2
実施計画	
I. 地域福祉事業	
1. 法人運営事業	2
2. 共同募金配分金事業	4
3. ボランティアセンター事業	6
II. 小口資金貸付事業	7
III. 受託事業	
1. 福祉サービス利用援助事業	7
2. 生活福祉資金貸付事業	7
3. 聴覚障害者支援事業	7
4. 在宅介護支援センター事業	7
IV. 介護福祉事業	
1. 訪問介護事業	8
2. 通所介護事業	8
V. 居宅介護支援事業	8
VI. 障害者福祉事業	9
VII. 指定管理施設運営事業	10
VIII. 公益受託事業	10
IX. 会館運営事業	11
組織・機構図	12

平成26年度 社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会事業計画

【 基本方針 】

近年、少子高齢化・核家族化が一段と進行するとともに高齢者世帯が増加する中、昔ながらの地域のつながりが希薄化し地域での問題解決が難しくなるなど、社会環境の変化・価値観の多様化などにより福祉課題が多様化してきています。

こうした状況に対応するため、国においては、昨年8月に社会保障制度国民会議の最終報告書が国に提出され、少子化対策、医療・介護、年金の各分野について、社会保障制度改革の課題や改革案等が示され、国においては、同報告書に基づき社会保障制度改革の推進に関する骨子が閣議決定され社会保障制度改革が再始動しました。

また、昨年末には「改正生活保護法」と「生活困窮者自立支援法」がセットで成立し、生活保護制度においては、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化などが措置されるとともに、生活困窮者支援では、生活保護に至る前段階の自立支援対策の強化などの対策が講じされました。

新潟県では、同じく8月に「高齢者地域ケア推進プラン」を策定し「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めることとしています。

一方、社会福祉法人に対し、行っている活動が見えない。財務諸表等の情報公開が不十分である。内部留保が多くすぎる。税制優遇に相応の社会還元への姿勢が見えない。などの批判もあり、更なる情報開示並びに説明責任を果たすことが求められています。

このような中、本会では「魚沼市地域福祉推進計画」の基本理念である『ともに認め、たすけあい、かがやきつづける夢と安心のまちづくり』を推進するため、行政による福祉制度の充実と並行して住民相互の助け合いを促進することにより、福祉の向上に引き続き取り組みます。

加えて、平成26年度は、本会が発足10周年を迎えることから、市民・福祉関係者が一堂に会し、市民参加による住み良い福祉のまちづくりを推進するため「魚沼市社会福祉大会（仮称）」の開催などの記念事業を実施します。

地域福祉部門では、年間行事や広報紙の活用等により、地域での「支え合い」の普及・啓発活動を行いながら、赤い羽根共同募金を主な財源とする各種福祉サービスを提供するとともに、緊急時の災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑に運ぶよう、訓練や研修等を進めるほか、今後の需要拡大が見込まれる権利擁護関係では、本会が成年後見の受け皿となることを視野に入れた法人後見導入の検討を進めて行きます。また、生活困窮者の支援では「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を受託し、より、幅広い相談・生活支援に取り組むこととします。

介護福祉部門においては、引き続き利用者のニーズに対応できる専門的知識及び技術の習得を促進する一方、介護福祉部門と地域福祉部門との内部連携及び関係福祉・医療機関等との協力を一層強化することにより、高品質なサービスの安定的な供給を実践します。

【 重 点 項 目 】

- ◎ 基本計画等の策定
- ◎ 魚沼市社会福祉協議会10周年記念事業の実施
- ◎ 相談・支援体制の強化
- ◎ 介護福祉事業の経営安定

【 実 施 計 画 】

I. 地域福祉事業

1. 法人運営事業 [経常支出 106,725千円]

(1) 組織基盤の確立

① 執行機関等の強化

役員主導による事業の企画・立案・実施の強化を行う。

ア 理事会、評議員会の開催

イ 監事による監査の実施

ウ 委員会・部会の開催（総務・企画委員会、地域福祉部会、介護福祉部会）

エ 役員研修会への参加

② 専門委員会の開催

本会の円滑な運営を図るため、必要な都度開催する。

ア 生活福祉資金貸付調査委員会

イ 福祉サービスに関する苦情解決委員会

③ 基本計画等の策定と検証

市民・関係機関等に、本会の目指すべき姿や組織のあり方を明確することを目的に「基本計画（仮称）」を策定するとともに、介護保険事業中長期計画の前期5カ年の評価・検証に併せて、組織・経営基盤の強化に向けた中期計画を策定する。

④ 事務局体制の強化

職員研修委員会による研修の企画・立案を行うとともに、県社協等の研修会に積極的に参加し職員の資質向上に努める。併せて、職員の資格取得に係る経

費を助成し、常に上位の資格所得を目指すなど資質向上に努める。

ア 職員研修の実施

イ 資格取得助成の実施

(2) 財政基盤の確立

① 会員の加入促進

本会の存在意義や実施事業・活動等の周知に努めることにより未加入者の加入促進を図り、一般会員の加入率80%以上を維持する。

② 効率的、効果的で適切な事業運営

効率的な事務の執行や経費の削減に努めるとともに、より効果的に事業を行うため、事務事業評価を実施する。

(3) 魚沼市社会福祉協議会10周年記念事業の実施

① 魚沼市社会福祉大会（仮称）の開催

本会発足から10年の節目を迎えるにあたり、市民や関係機関・団体等が一堂に会した社会福祉大会を開催する。

② マスコットキャラクターの作成

マスコットキャラクターを作成し、広報・チラシ・各種イベント等で活用する。

(4) 法人後見導入に関する検討

判断能力が低下した認知症高齢者や障がい者等の権利をより適切に擁護するため、成年後見制度への利用移行が必要であるが、申立人の不在や各種費用の問題、受け皿不足等が課題となっており、本会が法人後見人となって支援していくための体制整備を検討する。

(5) 広報活動

機関紙、ホームページ等の活用により広報及び啓発を行う。

① 「社協だより」……6回発行

② 社協ホームページへの情報掲載……随時

③ 「市報うおぬま」への情報掲載……随時

④ 魚沼市ホームページへの情報掲載依頼……随時

(6) 火災等被災者への見舞い

火災等の発生により直接被害を受けた個人又は世帯に対し、見舞金を支給する。

(7) 共同募金事業への協力

共同募金会魚沼市支会と連携し、募金活動に取組みます。

(8) 関係機関・団体との連携協力

地域福祉・介護福祉事業の円滑な推進を図るとともに、地域の福祉課題の共有・解決に向け、関係機関・団体との連携・協力を進めます。

2. 共同募金配分金事業

[経常支出 14,240千円]

(1) ふれあい福祉総合相談事業

① ふれあい福祉総合相談センター（心配ごと相談所）の相談援助活動の充実

ア 事務局相談

- ・開設日……毎週月曜日から金曜日
- ・時 間……午前8時30分から午後5時
- ・会 場……堀之内社会福祉センター
小出ボランティアセンター
広神老人福祉センター
守門健康センター
入広瀬保健センター

イ 法律相談（新潟県弁護士会所属弁護士）

- ・開設日……毎月2回（第2・第4火曜日）
- ・時 間……午後1時30分から午後4時
- ・会 場……小出ボランティアセンター

② 各種相談機関との連携強化

③ 各種パンフレットの作成・頒布

④ 情報収集・管理システムの構築

⑤ 苦情相談受付の適切な処理

⑥ 福祉サービス利用援助事業との連携（日常生活自立支援事業利用者への支援）

⑦ 成年後見制度の周知・活用

（2）住民参加地域支え合い事業

① 地域の茶の間事業の実施

高齢者や障がい者、子育て中の親子等が、地域の中で気軽に出来かけられる小規模な憩いの場づくりを目指し、町内（集落）、民生委員・児童委員、ボランティア等により行われる交流活動の支援を行う。

② 「2014ふれあい福祉フェスティバル」の開催

フェスティバルの中の様々な体験コーナーを通して小・中学生、保育園児等に福祉の心を育成するとともに、福祉施設、各種団体、ボランティア等の事業や活動を紹介することにより、市民が「誰もが安心して暮らせるまちづくり」に参画するきっかけの場となることを目的に実施する。

（3）児童・青少年福祉活動

① 新入学生記念品贈呈事業

市内の小学校に入学する児童に対し、新入学のお祝いと登・下校時の交通安全の願いをこめて記念品を贈呈する。

② 児童遊園地等整備費助成事業

地域の児童遊園地、公園及び広場等に、町内（集落）単独で新設または更新する遊具等について助成する。

③ 子ども豆まき大会

親子のふれあいの場を設定するとともに、地域をあげて子ども達の健やかな成長を願うことを目的に実施する。

④ 人形劇鑑賞事業

園児の心豊かな成長を応援することを目的に、市内幼稚園や保育園において人形劇鑑賞会を実施する。

⑤ 福祉協力校活動費助成事業

福祉教育・活動推進の観点から、中学校（6校）、小学校（9校）、幼稚園・保育園（14園）に福祉協力校としての活動を依頼し、それぞれの学校等が特性を活かした独自の福祉・ボランティア活動等を展開することに対して支援、助成を行う。

⑥ 団体への助成

児童・青少年関係の福祉団体に対し活動費等の助成を行う。

(4) 高齢者福祉活動

① ふれあい配食サービス事業

高齢者世帯や障がい者世帯等に対し、ボランティアによる配食サービスを実施することにより安否確認と閉じこもりの防止を図る。

② 高齢者交流事業（年4回）

65歳以上の人暮らし高齢者を対象とし、地域社会の人々と交流を深め、孤独感の解消や生きがいづくり、介護予防などを目的に実施する。

③ 介護者リフレッシュ事業（年2回）

在宅で高齢者や障がい者を介護されている方を対象に、介護者相互の情報交換・交流の場として利用していただき、心身のリフレッシュを図る。

(5) 障がい者福祉活動

① 障がい者交流事業の推進

障がい者を対象に、社会参加の促進と交流・仲間づくりを目的に実施する。

ア ふれあいバス旅行

イ ふれあい夏まつり

ウ ふれあいクリスマス会

② 団体への助成

障がい者関係の福祉団体に対し活動費等の助成を行う。

(6) 歳末たすけあい事業

地域住民やボランティア、民生委員・児童委員などの関係機関・団体の協力のもと、支援を必要とする人たちが新たな年を明るく迎えることができるよう、おせち弁当の配食事業を実施する。

3. ボランティアセンター事業

[経常支出 1,000千円]

(1) ボランティアセンターの運営

ボランティア活動を推進するため、様々な機会を通じてボランティア活動に対

する住民の関心を高め、住民ニーズを積極的に収集するとともに、活動に際して必要な援助を行うことにより、ボランティア活動に参加できる体制の整備を行う。

- ① サービス提供システムの確立
- ② ボランティア活動の普及・啓発
- ③ ボランティア登録の受付とボランティア情報の活用
- ④ ボランティア活動の相談・調整
- ⑤ ボランティア連絡協議会の発展強化
- ⑥ ボランティアセンター運営委員会の開催
- ⑦ 新潟県ボランティア連絡協議会との連携

(2) 各種ボランティア講座の開催

福祉ボランティアの啓発推進を中心に、実際に体験できる様々なプログラムや専門講座などを設定しながら、ボランティア活動への参加を促すための養成講座や研修等を実施する。

(3) 各種ボランティア団体等指導育成・活動推進

意欲のあるボランティア志望者の発掘と養成及び活動の基盤となるグループ・団体の育成・支援を行う。

- ① ボランティアグループの育成（新規グループの設立啓発）
- ② ボランティアグループの活動支援

(4) 福祉教育の推進

小・中学生等を対象に、福祉体験を通して福祉に対する理解と関心を高め、思いやりの心を育てることを目的に実施する。

- ① ボランティアスクール（中学校夏休みボランティア体験学習）の開校
- ② 小・中学校へのボランティア学習支援

(5) 地区ボランティア交流会の開催

地域に根ざしたボランティアづくりのため、地域ごとにボランティアが一堂に会し、日頃の活動報告や情報交換、研修、交流等を行い、組織基盤の強化を図る。

(6) 福祉施設協働事業

福祉施設との協働事業を円滑に進めるため、施設との連絡調整を行いながら、地域住民のボランティア活動への積極的な参加を促す。

(7) 災害ボランティアセンターの運営

災害時の要援護世帯への支援のため、「災害ボランティアセンター」を設置・運営する。

- ① 災害ボランティアコーディネーターの養成
- ② 災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- ③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの隨時見直し

(8) ボランティア保険加入促進

ボランティアが安心して活動に取り組むことができるよう、活動中の事故によるけがや賠償責任などに対応したボランティア保険の加入を促進する。

(9) ボランティアコーディネーターの配置

ボランティア活動推進のための企画や活動の開発、ボランティアグループへの支援、調整、研究を行うコーディネーターを配置する。

II. 小口資金貸付事業

[経常支出 1,800千円]

低所得世帯、障がい者、高齢者、ひとり親家庭等に対し、緊急一時的な資金として貸付け（限度額10万円）を行い、経済的自立や生活の安定を支援する。

III. 受託事業

外部機関等から委託されている事業については、それぞれの要綱等に則り適正に執行するとともに、最大限の成果が得られるよう努める。

1. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業 県社協から受託）

[経常支出 10,600千円]

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方を対象に、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理の支援を行うことにより、安心して自立した生活が送れるように相談・支援を行う。

・所管地域……魚沼市、小千谷市、南魚沼市、湯沢町（3市1町）

2. 生活福祉資金貸付事業（県社協から受託） [経常支出 5,300千円]

低所得者世帯、高齢者・障がい者世帯等で生活に困窮している方に対して、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図ることを目的に低利で貸付けを行う。

3. 聴覚障害者支援事業（聴覚障害者等コミュニケーション支援事業 市から受託）

[経常支出 100千円]

聴覚や音声・言語機能に障がいがある人に手話奉仕員等を派遣し、社会生活を円滑に営めるよう援助を行う。

4. 在宅介護支援センター事業（在宅介護支援センター（地域型）業務 市から受託）

[経常支出 1,000千円]

在宅の高齢者やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、福祉・保健・介護等についての相談ができる身近な相談窓口として対応し、地域包括支援センターとの連携を図る。

ア 在宅介護支援センター湯之谷 （湯之谷基幹集落センター内）

イ 守門居宅介護支援事業所 （守門健康センター内）

IV. 介護福祉事業

『思いやりと笑顔の介護で地域福祉を支えます。』という事業理念の下、お客様やご家族の生活が維持向上できるように、介護事業以外の地域の福祉課題にも注視し、多職種・

関係機関との連携を密にしながら、地域福祉推進に寄与する。また、介護保険事業中長期計画の検証・見直しを行う。併せて、より健全な事業運営をめざし評価・点検を実施する。

1. 訪問介護事業（本拠地、湯之谷出張所、守門・入広瀬出張所）

[経常支出 106, 940千円]

お客様のモニタリング（評価）を行い、状態に応じた的確なサービス提供に努める。また、職員のレベルアップを図り、お客様がより安心して在宅生活の継続ができるよう支援する。また、サテライト事業所の特性を生かし、業務の効率化や職員交流によるサービスの質の向上を図る。

- ① (予防) 訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
- ② サービス担当者会議への参加
- ③ 個別ケア会議の開催
- ④ 実習生の受け入れ

2. 通所介護事業（伊米ヶ崎デイサービス、湯之谷デイサービス、守門デイサービス）

[経常支出 226, 060千円]

地元を大切にし、より地域と密着したサービス提供をめざすとともに、お客様に喜んでいただけるような、レクリエーションメニューの充実を図る。また、介護者教室の開催やデイサービス便りの発行により、介護者・家族の支援や積極的な事業啓発を行う。

- ① (予防) 通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
- ② サービス担当者会議への参加
- ③ 事業啓発の強化
- ④ デイサービスだよりの発行
- ⑤ 実習生・ボランティアの受け入れ
- ⑥ 介護者教室の開催
- ⑦ 基準該当生活介護（湯之谷デイサービス）
 - ア 生活介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - イ ケア会議への参加

V. 居宅介護支援事業（在宅介護支援センター湯之谷、守門居宅介護支援事業所）

[経常支出 56, 000千円]

様々な社会資源の活用や多職種との連携、地域とのつながりを持つことで、よりお客様本位の支援ができるよう、広い視野からの事業展開を目指す。

また、社会資源の把握や情報発信など継続した取り組みの充実を図る。

- ① 要介護者ケアマネジメント業務
 - ア ケアプランの作成
 - イ サービス担当者会議の開催

- ウ モニタリング・アセスメント業務の実施
 - エ 給付管理業務の実施
- ② 要支援者ケアマネジメント業務（市から受託）
 - ア 介護予防ケアプランの作成
 - イ サービス担当者会議の開催
 - ウ モニタリング・アセスメント業務の実施
 - ③ 介護保険要介護認定調査の実施（市から受託）
 - ④ 地域の社会資源の把握業務
 - ⑤ ケアマネだよりの発行
 - ⑥ 実習生・研修医の受け入れ

VI. 障害福祉事業 [経常支出 16,406千円]

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、その有する能力および必要に応じて介護給付・移動支援を行う。地域ニーズの把握をし、事業の見直しを行う。

- (1) 障害福祉サービス事業【居宅介護】（本拠地、湯之谷出張所、守門・入広瀬出張所）
利用者の身体の状況や置かれている環境等に応じて、入浴・食事・排せつなどの介護や調理・掃除・洗濯等の家事並びに生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。
 - ① 居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ② ケア会議の参加
 - ③ 地域生活支援事業【移動支援】の提供（市から受託）
単独では外出が困難な人が、外出や余暇活動をする際に必要となる移動の支援や身の回りの介助を行う。
- (2) 障害福祉サービス事業【重度訪問介護】（本拠地、湯之谷出張所、守門・入広瀬出張所）
重度の肢体不自由及びその他の障がいで常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・食事・排せつの介護や外出時における移動支援などを総合的に行う。
 - ① 居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ② ケア会議の参加
- (3) 障害福祉サービス事業【行動援護】（本拠地、湯之谷出張所、守門・入広瀬出張所）
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や必要な援助を行う。
 - ① 居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ② ケア会議の参加

VII. 指定管理施設運営事業 [経常支出 13,000千円]

指定管理者の指定を受けた公共施設で住民サービスの向上を目指した管理運営を行い、

当該施設を活用して地域に密着した福祉活動や介護保険事業等の運営を一体的に行う。

- ・小出ボランティアセンター
- ・広神老人福祉センター
- ・守門高齢者居住施設

VII. 公益受託事業

[経常支出 52,900千円]

(1) 生活困窮者自立促進支援モデル事業（市から受託）

生活保護に至る前の段階から生活困窮者の相談に対応し、抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人意思を十分に確認することを通じて、個々の状態にあった支援計画の作成や既存の関係事業との連携等を含めた支援を包括的に行い、生活困窮者が困窮状態から早期脱却を支援する。

(2) 生きがい活動支援通所事業（市から受託）

概ね65歳以上の高齢者で単身世帯、日中一人になる方、閉じこもりがちな方を対象に、日常動作訓練や趣味活動等のサービスを提供し、生きがいづくりや介護予防の支援を行う。（要介護認定者は除く）

① お達者クラブ 堀之内地区

- ・開設日……毎週月曜日から金曜日
- ・会場……堀之内社会福祉センター

② デイホーム道元坂 湯之谷・広神地区

- ・開設日……毎週月曜日から金曜日
- ・会場……広神老人福祉センター

③ いきいきクラブ 守門・入広瀬地区

- ・開設日……毎週火曜日から金曜日
- ・会場……守門高齢者センター

(3) 家族介護用品支給事業（市から受託）

① 家族介護用品支給事業

65歳未満の方で要介護度3以上又は身体障害者手帳1・2級所持者、65歳以上の方で要支援・要介護認定を受けていない身体障害者手帳1・2級所持者に対して、介護用品の給付券を交付することにより経済的負担の軽減を図ることを目的に実施する。

② 家族介護継続支援事業

65歳以上の要介護度3以上の方及び要支援1以上の認定を受けている方で、身体障害者手帳1・2級所持者であるか高齢者世帯あるいは生活保護世帯のいずれかに該当する方に、紙おむつ等と引き換えができる給付券を交付することにより経済的負担の軽減を図ることを目的に実施する。

(4) 軽度生活支援事業（市から受託）

① 除雪援助事業

労力的または経済的に自力での除雪等が困難な高齢者世帯等に対し、冬期間の生活の安全確保及び自立した生活を支援するため屋根除雪・門払いを行う。

② 生活援助事業（訪問介護事業所）

自立した在宅生活の継続を図るため、在宅で日常生活上の援助を必要とする概ね65歳以上の高齢者世帯等に対して、軽易な日常生活上の援助を行う。

- ア 食材・日用品等の買い物
- イ 調理、衣類等の洗濯
- ウ 生活拠点場所の清掃・整理整頓等

IX. 会館運営事業 [経常支出 700千円]

会館の利用許可及び施設の維持管理に関する業務を行う。

- ・小出ボランティアセンター
- ・広神老人福祉センター

IV 組織・機構図 (平成26年4月1日)

